五　予見できない異常な交通障害
六　地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七　法令若しくは公権力の発動による送達の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八　差出人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他差出人又は受取人の故意又は過失

（引受制限信書便物等に関する特則）

第三十三条　第六条の規定により信書便物として差し出すことができないもの又は第十一条第五号に該当する信書便物については、当社は、その滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

2　第十一条第六号に該当する信書便物については、当社がその旨を知らずに送達を引き受けた場合は、当社は、信書便物の滅失、毀損又は遅延について、損害賠償の責任を負いません。

3　壊れやすいもの、変質又は腐敗しやすいもの等送達上の特段の注意を要する信書便物については、差出人がその旨を送り状に記載せず、かつ、当社がその旨を知らなかった場合は、当社は、送達上の特段の注意を払わなかったことにより生じた信書便物の滅失又は毀損について、損害賠償の責任を負いません。

（責任の特別消滅事由）

第三十四条　信書便物の毀損についての当社の責任は、信書便物を配達した日から起算して十四日以内に通知を発しない限り消滅します。

2　前項の規定は、当社がその毀損による損害を知って信書便物を配達した場合には、適用しません。

（損害賠償の額）

第三十五条　当社は、信書便物の滅失による損害については、信書便物の価格（発送地における信書便物の価格をいいます。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（第五条ただし書の規定により送り状を発行しない場合で、当社が他の方法により責任限度額を定めたときは、当該責任限度額。以下「限度額」といいます。）の範囲内で賠償します。

2　当社は、信書便物の毀損による損害については、信書便物の価格を基準として毀損の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。

3　当社は、差出人若しくは受取人に著しい損害が生ずることが明白であると認められる場合は、前二項の規定にかかわらず、当社は限度額の範囲内で損害を賠償します。

4　当社は、信書便物の遅延による損害については、次の各号の場合に応じ、当該各号に定めるとおりとします。

一　第十七条第一項の場合　不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日の翌日までに行われたときを除き、信書便物の配達が同日までに行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

二　第十七条第二項の場合　不在連絡票による通知が信書便物の配達予定日時に行われたときを除き、その信書便物をその特定の日時に使用できなかったことにより生じた財産上の損害を限度額の範囲内で賠償します。

三　第十七条第三項の場合　不在連絡票による通知が信書便物の引受日時から三時間以内に行われたときを除き、信書便物の配達が、信書便物の引受日時から三時間以内に行われなかったことにより生じた財産上の損害を料金の範囲内で賠償します。

5　信書便物の滅失又は毀損による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当社は、前各項の規定による損害賠償額の合計額を、限度額の範囲内で賠償します。

6　前各項の規定にかかわらず、当社の故意又は重大な過失によって信書便物の滅失、毀損又は遅延が生じたときは、当社は、それにより生じた一切の損害を賠償します。

（料金の払戻し等）

第三十六条　当社は、天災その他やむを得ない事由又は当社の責任による事由によって、信書便物に滅失、著しい毀損又は遅延（第十七条第二項又は第三項の場合に限ります。）が生じたときは、差出人に持参して支払う方法その他の方法により料金を払い戻します。ただし、当社が料金を収受していないときは、これを請求しません。

（時効）

第三十七条　当社の責任は、受取人が信書便物を受け取った日（信書便物が滅失した場合には、配達予定日又は配達予定日時の属する日）から起算して一年を経過したときは、時効によって消滅します。

2　前項の規定は、当社がその損害を知っていた場合には、適用しません。

（一般信書便事業者との協定等の際の責任）

第三十八条　当社が一般信書便事業者又は他の特定信書便事業者と協定又は契約を締結して信書便物を送達する場合においても、送達上の責任は、この約款により当社が負います。

（差出人の賠償責任）

第三十九条　差出人は、信書便物の欠陥又は性質により当社に与えた損害について、損害賠償の責任を負わなければなりません。ただし、差出人がその欠陥若しくは性質を知らないことにつき過失がないとき、又は当社がこれを知っていたときは、この限りでありません。

○国土交通省告示第千百六十四号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の二の三第二項第一号の規定に基づき、申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件を次のように定める。

平成二十七年十二月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合及びその費用を定める件

第一　建築基準法施行規則（以下「規則」という。）第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合及び費用は、次の表(い)欄に掲げる審査に当たって行う実地確認の区分に応じて、それぞれ同表(ろ)欄に掲げる場合及び同表(は)欄に掲げる費用とする。

	(い)	(ろ)	(は)
(一)	重点確認対象者（第三に規定する重点確認対象者をいう。以下同じ。）以外の者の申請に係る工場等における製品の品質検査の実地確認	特定指定建築材料（第四に規定する特定指定建築材料をいう。以下同じ。）について認定（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第六十八条の二十五第一項の規定による構造方法等の認定をいう。以下同じ。）を受けようとする場合（次に該当する場合を除く。） 一　認定を受けようとする特定指定建築材料が、既に認定を受けた特定指定建築材料（次のいずれにも該当するものに限る。以下この号において同じ。）と同等の品質を有し、かつ、既に認定を受けた特定指定建築材料の品質保持に必要な技術的生産条件の軽微な変更であって、国土交通大臣が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合 イ　当該認定のための審査に当たって、工場等における製品の品質検査の実地確認又は次号の規定による試験が行われたものであること。 ロ　当該認定のための審査に当たって、工場等における製造検査（製品の品質検査を除く。）及び品質管理の実地確認又は(二)項の(ろ)欄第二号の規定による審査が行われたものであること。 二　認定を受けようとする特定指定建築材料の品質に関する試験が、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた試験所に関する基準に適合する試験所によって行われたことが確かめられた場合	四十六万円